

## 正岡子規と近代の教育制度

(9) (1) に同じ。  
(10) 第一中学区一四校 第二中学区一〇校 第三中学区一七校  
合計四一校

(11) (1) に同じ。

(12) (7) に同じ。

(13) (1) に同じ。

(14) 『愛媛県教育史』第一巻 昭46・3 愛媛県教育センター  
(15) 岩村高俊は弘化二年十一月、土佐国幡多郡宿毛で生まれ、幼名を精一郎と言った。通俊、林有造を兄に持つ。父の英俊から北条流兵学を、吉村賢次郎から高島流の免許皆伝を受けた。上京して国事に奔走し、慶応三年十一月、坂本竜馬、中岡慎太郎が暗殺されたときなど、暗殺者の噂があつた。和歌山藩主三浦久太郎を陸奥宗光、入江卓ら十六人で襲うなど、血の気の多いことで有名であった。

(16) (14) に同じ。

(17) 四七条からなり、文部卿、学区委員、学校、年齢、学校の設置及び廃止、小学校補助金、学費、学事巡視等についてそれぞれ規定した。中学校の地位と性格を明確にした。

(18) (1) に同じ。

(19) 『子規全集』第18巻 昭52・1 講談社

(20) (19) に同じ。

(21) (19) に同じ。

(22) 『東京帝国大学五十年史』 昭7・11 東京帝国大学

(23) 医学部予科は分費、分費第一級から分費第五級であつた。

(24) 明治九年司法省法学校の第一期生となる。同級に陸羯南、原敬、国分青崖、福本日南らがいた。明治十二年予科三年で中退。

吏なれば高等官、商業者なれば理事者、学者なれば学術専攻者の如き社会多数の思想を左右するに足るべきものを養成する所」だとして、この上流の人を養成する場所は「帝國大学の外には」「第一高等中学校ありしのみ」というのであるが、ここから日本を担う上流社会層の教育機関として「一高→帝大」の経路を作ろうとしたことがわかる。

子規は、父死亡の後、家庭教育としては祖父の教育の影響を受けたのだが、武士のたしなみのひとつである漢学、習字を就学前から身につけていたのである。

就学年齢に達するころ小学校教育が興り、その創成期に入学。小学校時代は初等教育が整つていく過度期であった。教育体制が十分でなかつた寺子屋式の学校から模範的中心校である勝山小学校への転校は、その前身が武士の教養を身につけさせる藩校でもあつたため、士魂の誇りを持つつ、新しい教育を受けたという点で子規にとつて意味あることであつた。

また、上京についていえば、子規に幸いであつたことは、叔父の加藤拓川が司法省法学校<sup>(2)</sup>へ通つていたことである。佐幕派出身の者が明治の新しい社会で出世していくためには新しい学問を身につけることが必要であつた。拓川の助言により立志を実現するための上京であつたといえる。上京後は、官立の高等教育機関である東京大学予備門・帝國大学に進み、ここで学んだことによつて自らの道を拓いてゆくことになつた。それは佐幕派であつた松山藩出身の

青年が、明治社会で出世をし、自分の志を実現するための唯一の方法であつたともいえる。学者の祖父を持ち、新しい制度の学校に学んだ叔父を持つことは子規の幸運もあつたといえる。そして明治政府の設けた最高学府に学び、新知識を身につけ、その学校において良友を得たことも子規の才能を發揮させることになったということも出来る。このことについてはまた別の機会を持ちたい。

以上、子規が関わつた初等教育・中等教育・高等教育は、いずれも近代の教育制度の創成期にあたり、整備途中の改正の繰り返しで不十分であつたが、官立の最高教育機関を選んで進んで行つたことは子規にとつて学問を身につけることによつて新しい社会での立志の実現を図るための道であつたと言えよう。

#### 註

(1) 『愛媛県史』資料編近代 1 昭59・1 愛媛県

(2) 『子規全集』第22巻 昭53・10 講談社

(3) (子規の)祖母しげの兄弟邁(大原姓)の子。母は三並家から嫁ぎ、良(はじめ)は、母方の三並家を継ぐ。親戚関係。

(4) (2)に同じ。

(5) 予備門は東京大学の管轄であつたが、第一高等中学校は文部省管轄に変わる。

(6) 国文科の科目は哲学史及論理学、史学、英語、佛蘭西語若クハ独逸語、東洋哲学、日本法制沿革、支那法制沿革、日本歴史、国文、支那歴史、漢文学。

(7) 『明治以降教育制度発達史』第1巻 昭13・7 龍吟社

(8) (1)に同じ。

明治十九年三月二日、帝国大学令が制定され、それによると文科大学の修業年限は三年に改定されている。東京大學の折りは四年であった。(明治十年)

この翌月の四月一日に頒布された中学校令により、東京大學予備門は第一高等中学校と改称。七月一日には高等中学校の学科及びその程度が定められ、修業年限は二年とされた。この学校を最終学校とする課程を分科、進学をする課程を本科とし、本科には、「第七条 高等学校ニ於テハ予科ヲ置クコトヲ得此場合ニ於テハ尋常中学校第三年級以上ノ学科及其程度ニ拠ルモノトス」とあり、予科三年が設けられた。修業年限は合計五年となつたのである。

この改正の頃を回想して、漱石は次のように述べている。「此頃の予備門に就いて話して置くが、初め予備門の方の年数が四ヶ年、大学の方が四ヶ年、都合大学を出るまでは八年間を要することになつてゐたが、私の入学する前後はその規定が變つて、大学三年、予備門五年と云ふことになつた。結局総体の年数から云へば前と聊か変りはないが、予備門丈でいふと、一年年数が殖えたことになり、其予備門五年をも亦二つに分かち、予科三年、本科二年といふ順序であつた。それで、予科三年修了者と、其頃の中学校卒業生と比べて見ると、實際は予科の方が同じ普通学でも遙かに進んでゐたやうに思はれた。即ち予科の方では動物、植物、其他のものでも大抵原書でやつてゐた位であるが其時の予科修了者は、中学卒業生と同程度といふことに見做されることになつた。だから中学卒業生は、英語専修科とい

ふのに一年入ると、直ぐ予備門本科に入学することが出来たのである。規則改正の結果つまりかういふことになつたので、予科を経て行く者より、中学を卒業して入つた者が二年だけ得をすることになる。私などは中学を途中で廃して、二松学舎、成立学舎などに通ひ、それから予科に入つたのであるから、非常に廻り路をしたことになる。そんな事ならむしろ其儘中学を卒へて予備門へ入つた方が、年数の上から云つても利益であつたが、私ばかりではない。私と同じやうな経路を執つて進んだ人が外にも沢山あつた。その人は先づ損をした方の組である。」(「私の学生時代」)

このような漱石の回想を考えると、かなり未整備の状況であつたことが窺える。

十九年の改正とそれ以前と比べて見ると

東京大学予備門(四年) → 東京大学(四年)  
第一高等中学校(予科三年十本科二年) → 帝国大学  
(三年)

となるのである。高等教育全体は八年で変化がないが、改正で、四四制から五三制と変化した。

このように高等教育の位置づけを図つたねらいについて、中学校令を立案した森文相が明治二十一年に行つた講演で次のように述べている。

「小学校尋常中学校は中等以下のものを教育する所」、「尋常中学校は」、「卒業して直ちに実業に就く者を養成する目的」であるのに對し、「高等中学校は上流の人にして官

が為、大抵は或私塾などへ入つて入学試験の準備をしてゐたものである。」（「私の学生時代」）

漱石にも東京大学予備門へ進みたい希望があり、中学の教科内容を修めただけでは合格が困難であつたため、これを退学し、私塾で入学の準備をしたのであつた。中学の教科内容に不満がある点では子規と同じで、当時の一般の中学校のレベルの低さが窺える。

このようにして、子規と漱石は明治十七年に東京大学予備門へ入学するのであるが、この年に予備門は根本改正がなされていた。明治十五年に東京医学部の予科が分科として予備門に合併されたが、従来の東京大学予備門の本科と等級が不統一であつたため、明治十七年七月、本科分科の区別を廃止し、分科を本科に合併し、修業年限が三年から四年に変更、四年と統一された。根本的改正であつた。ただし、外國語は最初二年間は本科に英語、分科にドイツ語を課し、後二年間はいずれも英語・ドイツ語を併せ課すこととされた。この改正は、子規と漱石が入学したときから施行されている。英語力の不足を感じていた子規は明治十七年の夏休みの間に進文学舎に通つてその実力を養つていたが、落第することになる。この辺りを子規が記した明治三十四年六月十四日の「墨汁一滴」から引用してみると、

「とにかく予備門に入学出来たのだから勉強してやらふといふので英語だけは少し勉強した。もつとも余の勉強といふのは月に一度位徹夜して勉強するので毎日の下読みな

どは殆どして往かない。」「それでも時々は良心に咎められて勉強する、其法は英語を一語々々覚えるのが第一の必要だといふので、洋紙の小片に一つ宛英語を書いてそれを繰り返し／＼見ては暗記する迄やる。併し月に一度位の徹夜では逆も学校で毎日やるだけを追つ付いて行くわけには往かぬ。ある時何かの試験の時に余の隣に居た人は答案を英文で書いていたのを見た。勿論英文なんかで書かなくても善いのを其人は自分の勝手ですら／＼と書いて居るのだから余は驚いた。この様子では余の英語の力は他の同級生とどれだけ違ふか分らぬのでいよく心細くなつた。」「併し余の最も困つたのは英語の科でなくて数学の科であつた。此時数学の先生は隈本（有尚）先生であつて数学の時間には英語より外の語は使はれぬといふ制規であつた。数学の説明を英語でやる位の事は格別むつかしい事でもないのであるが余にはそれが非常にむつかしい。つまり数学と英語と二つの敵を一時に引き受けたからたまらない。とう／＼想する。数学も英語で解答することが要求されて落第にながつたことが分かる。

落第した年の明治十八年八月十四日、東京大学予備門は東京大学の管理を解かれ、文部省直轄となり、単立の学校となる。と同時に、東京法学校予科及び東京外国语学校仏獨両学科が転属となつた。これにより、予備門は東京大学四学部、東京法学校そしてその他の専門学校に昇進する者に対し、予備教育を施す機関となつた。

が、予備校のようなもので、英語を中心であつた。

た。

第二級在学の、明治十七年九月に東京大学予備門を受験。

英語の力不足であつたため、場慣れのつもりであつた。その試験場では、

「一見すると五問程ある英文の中で自分に読めるのは殆ど無い。第一に知らない字が多いのだから考へようもこじつけやうも無い。」余の隣の方から問題中のむつかしい字の訳を伝へて来てくれる所以、それで少しは目鼻が明いたやうな心持がして善い加減に答へて置いた。其時或字が分らぬので困つて居ると隣の男はそれを「帮間」と教へてくれた、もつとも隣の男も英語不案内の方で二三人隣の方から順々に伝へて来たのだ、「此の訳は疑はしかつたけれど自分の知らぬ字だから別に仕方もないのに帮間と訳して置いた。今になつて考へて見るとそれは「法官」であつたのであらう、それを口伝へに「ホーカン」といふたのが「帮間」と間違ふたので、法官と帮間の誤などは非常の大滑稽であつた。」（「墨汁一滴」明34・6・14）

といった実情で、漱石にも同じ内容の回想があり、

「大学予備門の入学試験に応じた時のことであるが、確かに数学だけは隣の人見せて貰つたのか、それともこつそり見たのか、まあそんなことをして試験は漸つと過した」（「私の学生時代」明42・1「中学世界」）

といった状況で、現在からでは想像もできないが、カンニングをしての受験であつた。

子規は不合格のつもりであつたのに結果は合格であつ

子規は共立学校に通つたのであるが、大学予備門で同級になり、交友関係を結ぶ夏目漱石の場合についてみても、成立学舎で英語の力をつけて受験しており、同じようであつた。なぜ私塾へ通う必要があつたのかについて漱石の回想を引用してみたい。

「十二の頃小学校の門（八級制度の頃）を卒へて、それから今の東京府立第一中学——其頃一つ橋に在つた——に入つたのであるが、「此学校に通つてゐたのは僅か二年にして止り、感ずるところがあつて自ら退いて了つたが、それには曰くがある。此中学といふのは、今の完備した中学など、は全然異つてゐて、その制度も正則と変則との二つに分かれてゐたのである。正則といふのは日本語計りで普通学の總てを教授されたものであるが、その代り英語は更にやらなかつた。変則の方はこれと異つて、たゞ英語のみを教へるといふに止つてゐた。それで私は何れに居たかと云へば、此正則の方であつたから、英語は些しも習はなかつたのである。英語を修めてゐぬから、当時の予備門に入ることが六ヶ敷い。これではつまらぬ、今まで自分の抱いてゐた志望が達せられぬことになるから、是非廢さうといふ考を起した」「親にも私が学校を退きたいといふ考が解つたのだろう、間もなく正則の方は退くことになつたといふわけである。既に中学が前いふ如く、正則、変則の二科に分かれて居り、正則の方を修めた者には更に語学の力がないから、予備門の試験に応じられない。是等の者はそれ

「私の如きは官費生になりて圧制教師に黙従する能くせんや、況んや司法省の学校の新募も覚束なきに於てをや、独立独行は大丈夫の常に為すべき所なり。我仮令貧生なり共圧制教師に服従せんよりは寧ろ自由の空気を東京専門学校に吸はんと欲するなり。尊叔教を賜はつて曰はく専門校の如きは田舎の代言人か判事補の予備門なりと勉強次第上達する者ならば私は此校に入り十分に孜々勉強せんと相望申候。其故にどうかして此校に堪ゆるべき学資の工面を為さんと欲するなり。仰の如く専門学校等を卑しみ官費学校は（圧制はこらへても）新募覚束なくとすれば何処に入らんか入るべき処なきなり。然れどは今より二三年の星霜を経て果して完全なる私の資力に堪ゆる又は速成を要する学校を創造するを御断言被遊候や。若し如斯ならば私は或は相待可申候へどもまして之を創造さるの目的なく且つ速成を要し資力なきに於てをや。又中学校卒業とは高等科卒業ならん然れども此等の事は私も思ひもよらん事に御座候」

とあり、叔父である拓川との間で上京後の学校について意見が別れていた点が窺える。東京の専門学校で自由に学びたいと考えた子規に、拓川は官立の大学を勧めた。司法省の法律学校中退という経歴の拓川は次の時代に必要なものを見抜いていたのである。子規は叔父の助言に従つて東京大学予備門を目指すことになるのである。

東京大学予備門<sup>(2)</sup>は、東京大学が東京開成学校と東京医学校を合併して成立した際の明治十年四月十二日に、その付

属として位置づけられていた官立東京英語学校が改称されたもので、東京大学法理文三学部に入学するために必要な予備教育を施す機関として東京大学の下に創設されたものであつた。翌十一年六月、教則改正があり、修業年限四年とされ、それを四等に分け、課程を終了したら、三学部のいざかを選択して入学できるものとされた。東京大学が大學のために設置したもので、つまり、東京大学に入学の唯一の進路となつたわけで、「小学校→中学校→大学予備門→大学」という四段階の進学の経路を確立させたことになる。ところが、明治十四年七月二十日、教則改定により修学年限を三年と変更された。短縮の理由は地方における教育が普及進歩したためということであるから、下の教育機関の変化にも応じて変化していくことがわかる。この年に東京大学が法理文医四学部となつた。最高教育機関の充実を受けて、翌明治十五年六月二十日に、東京医学部の予科が予備門に合併された。そのため従来の東京大学予備門は本齋と称され、本齋学科、本齋第一級・本齋第二級・本齋第三級の等級となつた。修学年限は三年。

以上のように子規が上京する明治十六年までの六年の間に改正を重ねて形が整えられた。機関は整えられたものの、受験するためには各種の私塾で英語や数学の学力を養うのが普通であつた。そこで、子規もまもなく共立学校に通うことになる。「共立学校へ行き始めて莊子の講釈を聞きこんな面白き本があるまいと思ひていとうれしかりし」（『筆まか勢』明21）といった記憶を後に書いている

この文からは、学内での政論演説への締め付けがあつたことが知れる。

この時期の子規は政治家志望で、

「小生は近頃演説好に相成第一北予青年演説会に居り（中学校講堂を借受け毎日曜日の夜開会す）第二中学校談心会に居り（毎土曜日昼間中学校講堂に於てなす）第三明報会にも入り（是は貴君も御入社被成候ひし興禅寺の会なり）実に愉快に奉存候」（三並良宛書簡明治16・4・30付<sup>20</sup>）と述べているところから分かるように演説に熱中していたのである。

中央は各政党勃興の時代で、自由平等の議論が盛んにされていた。

子規に上京の希望が募り、東京で学びたいと考えるようになっていたことは、叔父の加藤拓川宛の書簡でわかる。

「学べば庶民の子も亦公卿となるべく私共は仮令公卿となるを欲せざるも社会の上流に立つを願ふ者に有之候へば

學問勉強して其域に至るの手段を為さざるべからず 其れ今日之天下は漸成を期するの時か將た速成を要するの時か私は断じて速成を要するの時なりと云はん 速成を要するには何れに於てすべきや 田舎の微々たる学校に於てせんか將た都府の隆盛なる洋宮に於てせんか私は断じて都府の学校に在りと云ふべし たとひ速成を要せざるの時とする

も前便申上候如く一文の財産もなく後來増殖の見込みもな

き私共が何を以て漸成を期して緩々と學問するを得んや 今時日を空しく松山に費して一年間に一寸の智識を得ん

よりは寧ろ一年の時日を東京に費して一尺の智識を取らん事私の希望する所に御座候 若し日本の開化をして一步を進ましめ田舎の学校をして十分盛大に（盛大とは教師も善

良に規則も完美なるを云ふ）あらしめば我們書生は素より地方の小中学を卒業して後に都會の地に出て、一種の専門科に就て學問する事こそ順絞を経るものといふべきなれど如何せん維新以来日猶淺く学校は（地方）良教師に乏しく良規則を得ず 正に我中学校の如きは高等科を置と雖も一層善良なる教師の来るに非ず 一層高尚なる書籍を講授するに非ず 其学科却て前時中学校に劣る勢に至りしは私たちの常に歎じて措かざる所に御座候 然らば學校教師より他に一の先生あるかたの一人もあるなし 鳴呼光陰を如何せん日子を如何せん松山に一日の日子を消輝せば東京も亦一日二十四時間を経過せり 而して同時に多分の智識を養成せんとするは果して何れか勝れるや」（加藤拓川宛書簡明治16・2・13付<sup>21</sup>）

この書簡からは地方の學校教育の不備を指摘しつつ、同じ時間を費やすなら東京で新しい知識を身につけたいという子規の切々たる心が伝わってくる。

引用は控えるが、明治十六年五月作の、松山中学を批判した漢詩が残されている。

## 子規と東京大学予備門

先述の叔父加藤拓川に宛てた書簡（明治16・2・13付）に

せよ）且つ英米の書我国に來りしより文化頓に開け已に開明の域に入らんとす 是れ抑も何故ぞや 器械の發明多くして諸事に便なるなり 即蒸氣器械電氣器械の如き等其最たり 又人智験々乎として進み我国をして此文明國に致さしむるなり 此二事は則ち我国の開けし根原なり 其根源なる二件は何れより來りしや 是洋書の我国に移りしを以ての外に其原因あるを知らざるなり 呸呼大なるかな。洋書の功。洋書の功大なるかな噫 此の如きの功ある洋書にして若し之を読まざれば頑固とや云はん固陋とや云はん此の如きの生は實に憐れむべし歎すべし仮令如何程漢書の蘊奥を極め如何程仁義の妙境を説くも若し洋書に通ぜず広く世界の事情を知らず』「抑も訳書なる者は果して何の為に設くるや 是れ洋書を読む能はざる者の西洋の事情を知るに便にせるなり 能く洋書を読み得る者の之を見るを要せざるなり 且つ訳書たるや時に誤謬あり以て解すべからず 沈んや活計を資くる為めに訳述せるの書に於てをや然るに我松山中学校の如き多く洋書を廢して訳書を用ゆること多し（他校は知らず）是れ余の慨嘆に堪へざる所なり」と述べおり、子規が英語を重視し、松山中学校の授業内容に不足を感じていたことが分かる。この点については、中学時代の友人である柳原極堂の回想からも窺い知れる。「當時の教育を概評すれば先づ硬教育と申すべきか。是れは我等生徒に取りては難解の教科書を専門的にあらざる未熟の教員に依りて詰め込まる、一種の教育法にて、勿論中等教育初期時代には已むを得ざる儀と被存候。露骨に言へ

ば教科書は不完全なり、又教員の学力は大抵現代中等教員の学力よりも遙かに低下致居候。」「英語は發音不備所謂変則に御座候。三輪先生がイット、イズ、エ、ドッグそれが犬である。シー、ジー、ムーン月を見よなど、流暢に（合ひの手にクン／＼鼻を言はせつゝ）直訳体に表現されたる」〔中学校時代〕〔友人子規〕昭18・2博文堂書房とあり、不充分な英語の授業に不満をもつてていることが分かる。

一方、学校の方針として演説活動への圧迫が加わったことに対する不満も想像できる。柳原極堂が當時を回想して次のように述べる。

「子規のものせし『無花果艸紙』には當時青年会に於てなされし其の演説草稿中、十五年十二月のもの『自由何くにがある』『諸君將に忘年会を開かんとす』十六年のもの『天將に黒塊を現さんとす』などが遺つてゐるが、就中其の一月のものは予の為にも思出の深いものである。黒塊は国会を諷せしもので、」「演説中臨監の教官から注意を促された。而して終会後子規と予は別室に呼び込まれた。教官の話は弁論に対する政府の取締が此頃非常に嚴重で、此の会にさへ其の筋の神経は大にとがつてゐる。君等は別に深い考へを持つてゐないにしても、警察は君等に常に注目してゐるのである。演説は何處からでも聴取り得らる、から、学校は特に君等を庇護することは出来ない。單り君等の為のみならず、監督の責にある学校の立場にも同情して以後は政談などせぬ事に注意して貰ひたい、と云ふやうな寧ろ懇談的の説諭であつた。」〔友人子規〕

「今回県令の更迭は」「岩村氏が民権主義に傾くといふ

事からであるから、新米の県令は漢学者で保守主義である。

関新平氏といふが拝命された。此人は佐賀人でこれ迄は茨

城県令をして居て、水戸人とは氣風が会つて居たから、此

度の転任と共に茨城県人を数人連れて来て、課長や重なる

県官の椅子は段々とそれ等に与へた。さうして今迄岩村氏

に親しかつた者は氏の周旋で内務省へ転任した」。鳴雪は

学務課長であつたが、「段々と独逸の国家主義を知る事になつたから、余りに突飛な民権主義は同意せられないやう

になつて來た。そんな事で、草間時福氏が変則中学に拠つ

て福沢風の民権主義を唱ふるに至つても、私は学務の当局

者でありながら、夫れ程賛成せない。さうして岩村県令に

対しても、左程遠ざかるといふでもないが、他の同郷人の

或る者程には親しくしないやうになつた。それが新米の関

県令には聞こえて居たので、貴公は其の儘学務課長に居て

もよいといふやうな内諭があつた。」という状態であつた

が、県政は関県令の方針に変化していつた。

やがて、鳴雪も「今迄の同僚で、殊に同郷人は多く東京

へ行くし、又椅子を並べる課長等は新顔も多くなるといふ

事になつては、何だか、其儘落着いて居る気もしないので、

終に東京へ転任したい」という希望を持つようになつた。

しかし、「私は学務課長で転任するなら文部省である」、

「来るなら今迄の二等属を四等属に下げねばあき場がない

といふ事であった。そこで私も少し困つたが、何しろ今迄

の儘では居たくないので、終に決心して四等属を甘んじて、

愈々文部省へ転任する事に」なるのである。

松山中学も校長が漢学の近藤弘一になり、自由な氣風に

対する風当たりが厳しいものになった。

校長と言えば、子規が入学した年に三人も校長が代わっ

ており、学校自体も落ち着かない時期であった。また、制

度の面からも修業年限が変更になっている。参考までにそ

れを記すと、

明治十年六月 改定北予変則中学校規則

第三条 本科ハ五ヶ年を以て卒業ノ期限トス、余科ハ大凡

三ヶ年ヲ以テ卒業ノ期限トス

明治十一年六月 改正松山中学校規則

第二条 学科ヲ分テ甲科乙科ノ二種トス

第三条 乙科年数ヲ凡三年トシ、甲科年数ヲ凡五年トス

明治十五年十一月 愛媛県中学校規則

第二条 中学科ヲ分テ初等高等の二トス

第七条 修業年限ハ初等中学科ヲ四ヶ年トシ、高等中学科

ヲ二ヶ年トス

である。<sup>(18)</sup>

子規は、この初等科をあと二ヶ月で終了というときに退

学をしている。それには子規の漢学から英語への興味の転

換が考えられる。

三並良宛の子規書簡（明治15・10・22付）には、「嗚呼

今日の形勢に當て何の邦何れの地を問はず開港場にして通

ぜざるの処なきは英國の語なり 英語何ぞ其れ此の如く広

きや 是れ英書の読まざるべからざる所以なり（変則にも

た。明治九年九月十二日、愛媛県共通の「小学校規則」を作成、鳴雪が加筆訂正し、明治九年十月一日に「愛媛県小学校規則」として公布された。さらに整備し、明治十一年三月十一日に「愛媛県下等小学校則」を改定して教則を甲種（都會）、乙種（村落）に区分している。これによると勝山小学校は甲種採用で、下等小学甲種課程の教科を読法、暗記、問答、作文、書取、算術、習字、画報、口授、復讀、復習、体操、諸課温習とした。

以上、松山では明治十、十一年頃に初等教育の体制が整つてきたことが知れるが、この基盤は岩村と鳴雪によって作られていったのであり、子規はこうした教育体制の創成期に小学時代を過ごしたのである。

### 中等教育・松山中学校

子規が松山中学校に入学するのは明治十三年、それまでの中等教育を概観しておく。

明治八年八月二十日に開業された松山英学所は、慶應義塾から草間時福（民権思想家）を招聘し、慶應義塾の氣風のある、英語科を中心とした学校であった。これを充実させて中学校にしようという気運が起こり、翌年八月小学校課程を修業した者及び年齢のうえで小学校で勉学するのに不適当な者を対象にしていた、いわば中学校の予備的な性格を持っていた勝山学校課外席を吸収して変則中学校が設

立された。その後、変則中学校規則を定め、九月一日、愛媛県立変則中学校として開校し、九月五日、北予变則中学校と改称。まだ「学制の中学科の制には一致する事が出来ないので、变則中学」（『鳴雪自叙伝』）であつたが、これで「愛媛県も初等教育と中等の教育とは、どうかかうか施す事が出来」（同前）、整備されて明治十一年に松山中学校となつたのである。

後を慕つて上京する教え子がいたほど人氣があつた草間は、明治十二年七月に契約切れで東京へ戻つて行く。

子規が松山中学に入学したのは、この翌年の明治十三年で、この年は教育令<sup>立</sup>が改正された年である。

明治十四年には七月二十九日、中学校教則大綱の制定があり、中学校の性格が明瞭になり、教則においても基準が設けられ、国の中学校教育の基礎が確立した。これを受けて、松山でも、十四年十一月十日に中学校教則大綱並課程が布達され、規則の制定が翌十五年になされる。子規が入学した松山中学はこのように整備される前の改正松山中学規則のもとにあつたといえる。

子規と草間は直接会うことはなかつたが、草間が残した校風が残り、弁論会（演説会）を開くなど、慶應義塾色の強い、自由と民権を尊重する学校であった。

ところがその校風が壊されていくことになる。

明治十三年に知事が岩村から関新平に代わり、民権を抑圧する方向をとる。学区取締役等岩村の関係者も解任された。この辺りも「鳴雪自叙伝」からみると、

明治七年十一月に愛媛県に赴任したのが岩村高俊権令であつた。岩村は官吏の道を歩み、宇都宮、神奈川の権参事をして、明治七年一月、佐賀県令となり江藤新平の乱を鎮圧。この年の十一月愛媛県令となり、自由民権運動をよく理解し、新しい施策を実行に移し、愛媛県に大きな実績を残すことになった。

教育においては、学制を具現化する—例えは学校の設置・就学の督励・学校財政の確立といった学事振興に努めた。その結果、明治十年には赴任年と比較すると、全国平均に及ばなかつたが就学率の増加、学制の理想とする一小学区一校がほぼ達成されるというような成果を見せた。

ここで直接教育行政に携わった内藤鳴雪に触れておきたい。鳴雪は子規の門下となつた人であるが、この当時（明五）は第三学区取締に任命され、初等教育の普及とその定着のために直接の責任と推進役を努めた人物である。第三学区は子規の通つた小学校区である。鳴雪の回想から当時の実情がわかるので引用してみたい。

「鳴雪自叙伝」によると、学制頒布の年、「大學中学小学など、いふ学校の制も定まり、就中小学校は各地に普く設置して、一般の児童は事故なき者の外就学せねばならぬ事になつた。尤も此頃は府県に大区小区を置かれて石鉄県は一大区から十五大区まであつて、各大区の下に従来の町村を幾つ宛か合した小区があつた。さうして学制に於て専ら小学校設置等の事に當る学区取締といふのを、他の府県も略同様だらうが、石鉄県は大区毎に一人を置いた。そこ

で私は旧藩で学政専任の権少参事で居た関係から、その学区取締を命ぜられて、県庁所在地の松山、即ち第十五大区の学区取締となつた。」「間もなく大区を合して区域を広められた際、私は松山以外の郡部の学事をも担当することになつたが、是までに例のない小学校といふものを創設するのだから、中々困難であつた。」「松山は士族仲間に従来子弟を学問させた習慣もあるので別に八釜しい事もなかつたが、」「町家となり、更に郡部の農家となると、僅に習字を教へる寺子屋位の外学問させるといふ例がないので、全く余計の干渉をして農商業の妨げをすると思ひ、随分不平を述べた。それを大区や小区の役員と共に私は説諭を加へて、是非とも学制の如く小学校を創設し児童を就学せしめねばならぬのだから、骨が折れる訳なのだ。今日でこそ小学校を設けるといへば、何うか吾が町村へ設けて貰ひたひといひ、子弟の入学が出来なければ苦情をいふといふ有様だが、其頃は学区取締の方から、何うか小学校を其所に置かせて呉れ、児童を暫く貸して教へをさせて呉れと、手を合はさん許りに頼むのだから可笑しい。」「小学校を設けるといつても別に家屋はないから、多くは寺の本堂とか神社の拝殿とか或は旧庄屋座敷などを借り受けたものである。」（『鳴雪自叙伝』復刻版昭51・12 青葉図書）とあり、学制に則つた教育の普及に相当な苦労を要したことが窺える。

また、この当時は、学制の規定の正則によらず変則の教科編成をしていたというのが実態である。それで改善のために明治七年八月五日変則の状況を克服する方策が取られ

達候也」、「可届出候也」と指示し、愛媛県ではこれを受けて明治七年八月五日に、学区取締に対し、

「各区内小学校名称の儀何番校の名目相廃し、更に校名相設<sub>ゆるも妨なし</sub>」（地名人名等を用）本月三十日限取調可届出」（県布達第八八号<sup>(13)</sup>）と、人名・地名を選んで適宜付けよと指示、その結果同年十二月に新旧「学校名称」表を文部省に届けている。大半が地名をつけ、そのほかその土地の象徴となるべき山川・城の名をとったもの、漢籍から啓蒙的な言語を借りたものから校名をつけた。それでこの明治七年十二月には、九番学校Ⅱ末広学校は第三十一番中学校区一三四番学校であつたが智環学校と改称された。<sup>(14)</sup>

〔14〕

学校で教える課業内容を見ると、文部省が明治五年九月八日に制定した「小学教則」を受けて、石鉄県では「小学教課規則」ないし「小学課業」を各大区学区から提出させたが、教科内容は各地で異なり、文部省の教則にそつているものでなかつた。

この辺の事情は子規の「課業は習字一方なりき 其後間もなく習字の専門やみ 小学を上下等に分ち 各八級となし 習字は毎日一時間づゝとなりたり 併し上等の上級に至りては手本は我勝手なるものにすべしといふことにて」（「筆任勢第二編」）という回想でも知られるところであるが、同じような事情が三並良の回想にもある。

「廢藩置県の時代となつて、小学校も新設されることになつた。私共は此の小学校へ入学した。それは仮りに法龍寺と云ふ寺に設けられたので、寺子屋式であつて、子規と

二人で文庫と称した箱膳のやうなもの、内へ、硯から筆墨紙、書物一切の用品を入れて、おつちりよつちり持つて出かけた。それは明治六年だつたと云ふ。それから正式の小学へも子規と一所に入学した。」（「子規の少年時代」「子規言行録」昭11・12大洋社出版部）

一小学区一小学校設置が達成されていす、智環学校は商工の子弟のためのいわゆる読み書きそろばんが教育内容であり、小学校とは名ばかりの学校であつた。

明治八年に、子規はこの学校から勝山学校に転校しているが、それは武家子弟の教育機関でその設備も整つていた学校への転校であつた。

この学校は、元藩校の明教館即ち旧松山藩学校で、第三中学区第十五大区第一校（明治五年）として成り、第三中学区第十五大区七番小学（明治六年）、第三十一番中学校区一六一番学校（明治七年）を経て、さらに勝山学校と改称されたものである。また、後に師範学校となる伝習所の付属小学校で、教育程度の高い学校でもあつた。

士族意識のためか、より高い整つた教育を受けさせようという家族の希いにより、藩校が母体となつてできた学校への転校であつた。これにより子規は寺子屋式教育から脱することになるのである。

### 岩村県令と内藤鳴雪

ここで、愛媛県の教育樹立に大きく貢献した二人について触れておきたい。

一小学校取設ノ場所ハ追而増加スヘキナレトモ当分左之

五ヶ所ナリ、尤開校日合ハ追而沙汰スヘシ、

八番小学  
第一五大区一〇小区小唐人町旧

修驗大宝院宅

旧学校

第一校 元明教館 第二校 元大宝館 第三校

法龍寺 第四校 元家質場所 第五校 鉄砲町

九番小学  
第一五大区四小区春日町法龍寺

官長屋  
(第三中学区第十五大区 (温泉郡) 小学校規則明5・10<sup>8</sup>)

とあり、増設しなければならないがと断つての五校設置で、

しかも開校日が決まつていらない状態だった。

この地方は「先般御頒布相成候学制ニ付」「新ニ学務ヲ

更張シ人民ノ師弟輩ヲシテ各務メテ学ニ就カシメ候手段尽  
力可致處、當県ノ如キハ南海ノ陬ニ偏シ土地窮乏富戸ノ者

ナク、畢竟要スルニ民族頑陋未タ學業ノ我身ニ大益アル事  
ヲ知ラス、能ク財ヲ出シテ会社ヲ結ヒ學校ヲ設立スルノ目  
的モ無之、加之生徒ノ授業料スラ納メ候目的モ不相立、若  
強テ之ヲ反別戸口ニ課シテ學資ヲ弁セント欲セハ、頑陋ノ

人民物議洶々ノ憂顯然ノ儀ニ付」(文部省へ学区分割學資

弁給に付伺・指令 明5・10<sup>9</sup>)といつたありさまで、學校  
の設置までは手がつかなかつたようである。それで明治六年二月十八日の文部省への報告では、四十一校の開設にす

ぎなかつた。これにも子規のいた温泉郡は第三中学区第十五大区とされており、前年と変化はないが、第三中学区には十七校設立、その内、温泉郡、つまり第十五大区では次の六校が設立され、前年報告より一校増えている。

校名 設置場所

第三中学区 七番小学 第一五大区一〇小区松山二番町

十二番小学 第一五大区五小区萱町雲祥寺  
(文部省へ石鉄県學校設立届 明6・2・18<sup>10</sup>)  
子規の回想に「八歳頃智環學校に入學せしが 此頃は同  
校は法龍寺にありて」(「手習の時代」「筆任勢第二編」  
明23)とあるところから子規が入学した学校は

第三中学区第一五大区 第三校 法龍寺 (明治五年)

第三中学区 第一五大区 九番小学校 (明治六年)

であることがわかる。寺子屋であった法龍寺を新しい學校に転身させた、つまり既存の施設を利用して設立された小學校であつた。

學制頒布頃は小學校の呼称は正式(文部省報告)では番号であったが、地域では村名・地名で呼ばれる事もあり末広學校といつた。地域の呼称と文部省報告の呼称とを統一するため、文部省は明治六年四月十二日文部省布達第四十五号<sup>11</sup>で、「各大學区公私學校名称番号而已ヲ以テ唱來候  
分モ有之處自今便宜にニ因リ校名(地名人名等ノ用  
フル妨ケナン可相設候此旨相

入舎。

万喜子 田 藤

明治二十二年（一八八九）四月、内藤鳴雪、常盤会寄宿舎  
舍監となる。

明治二十三年（一八九〇）一月帰京後、ふたたび常盤会寄  
宿舎に入舎。

六月、第一高等中学校本科の卒業試験を終わる。

高等学校を卒業し、九月、帝国大学文科大学哲学科に入学。

明治二十四年（一八九一）二月七日、文科大学哲学科から  
国文科へ転科。<sup>6)</sup>

この年譜をみると子規が受けた、初等教育、中等教育、高等教育は、官立の教育であつたことが判る。

本稿では、松山を離れるまでと、上京後の子規が受けた学校教育の実情を教育制度との関わりで明らかにし、考察したい。

### 子規と初等教育

子規が初めて教育を受けた年は、ちょうど学制が颁布された年である。

学制前の教育機関としては、主なものに士族に対する藩校と、庶民に対する寺子屋をあげることができる。庶民教育機関としては寺子屋のほかに教養の高い儒者・僧侶・神官・医師らが開いた私塾があつて、寺子屋よりも程度の高

い教育が行われた。

文部省が明治五年に全国に頒布した学制は、全編百九編からなり、学区、学校、教員、生徒及び試業、海外留学生規則、学費など学事に関する諸事項を網羅したものであった。全国を八大区に分け、これらを大学区と称し、各大学区に大学を一校設置し、一大学区は三十二の中学区に分け、区毎に中学校を一校ずつ設け、さらに中学区を二百十小学区に分け、各区に小学校を一校ずつ設置することにした。これらの諸学校を監督するため、文部省では督学本局を設け、各大学区の本部に督学局を置き、学校の設立、就学などの指導に当たらせ、区内の教育を推進させることとした。これにより当時の石鉄県と神山県は、広島を本部とする第五大学区に属することになり、両県が合併して愛媛県となつた後の明治六年四月の大学区改正の折りに第四大学区に入つた。政府は学制頒布と同じ日に「今般被仰出候旨モ有之教育之儀ハ今自尚又厚ク御手入可有之候從來府県ニ於テ取設候学校一途ナラス加之其内不都合之義モ不少依テ一旦悉令廃止今般定メラレタル学制ニ隨ヒ其主意ヲ汲ミ更ニ学校設立可致候事」（明治五年八月三日文部省布達第十三号）を出し、藩校・郷学校・家塾を発展的に廃止し、新しい学校の設立を要請した。

この頃の松山の温泉郡の教育資料を見ると、明治五年十月には

第三中学区第十五大区（温泉郡）小学校規則

第十五大区小学校規則

環学校と改称)に入学。

祖父大原觀山の私塾に通い、漢学  
(素読)を学ぶ。(三並良<sup>(3)</sup>と)

明治七年(一八七四) 智環学校から勝山小学校に転校。

大原觀山の家塾で孟子の素読を学ぶ。  
明治八年(一八七五) 勝山学校(伝習所へのちの師範校)  
の付属小学校へ通い始める。

大原觀山の死亡により土屋久明に漢

文の素読を学ぶ。(三並良と共に)  
明治十年(一八七七) 小学校教師、影浦政儀の夜学で数学、  
読書などを学ぶ。

明治十一年(一八七八) 夏、土屋久明に漢詩の添削を受け  
る。山内伝蔵に習字を習う。

明治十二年(一八七九) 十二月、勝山小学校卒業。

明治十三年(一八八〇) 三月一日、松山中学入学。

河東静溪(河東碧梧桐の父)創設  
の千舟学舎に、五百木瓢亭、寒川  
鼠骨らと学ぶ。

河東静溪に漢詩の添削を受ける。  
明治十四年(一八八一) 浦屋雲林にも漢詩文の指導を受け  
るようになる。

明治十五年(一八八二) 九月、臨時県会を傍聴する。演説  
に興味を持ち政治に関心を抱き始  
める。

明治十六年(一八八三) 二月の定期試験の結果、初等二級

八人中二番、平均点九一点。

五月、松山中学退学、加藤拓川の  
すすめで。

六月十四日、上京。

上京してからを同じように一覧<sup>(4)</sup>にすると次のようになる。

明治十六年(一八八三) 七月下旬、須田学舎に入学、のち、  
十月に共立学校に入学。高橋是清  
にバーレーの万国史を学んだ。

明治十七年(一八八四) 三月、常盤会給費生となる。

七月、東京大学予備門の入試に合  
格。夏、本郷の進文学舎で英語を  
学び、坪内逍遙の講義を聞く。

九月十一日、東京大学予備門(英  
語科)に入学。修業年限四年。  
明治十八年(一八八五) 一月八日、予備門の二学期始まる。  
六月末、学年試験に落第。

明治十九年(一八八六) 四月一四日、東京大学予備門が改  
組され、第一高等中学校<sup>(5)</sup>となる。  
寄宿舎を設ける。

明治二十年(一八八七) 十二月一日、旧藩主久松伯常盤会  
を卒業。

九月十一日、第一高等中学校本  
科に進学。

九月二十四日、常盤会寄宿舎に

# 正岡子規と近代の教育制度

万喜子 田 藤

## The Influence of the Japanese Modern Educational System on Shiki Masaoka

藤 田 万喜子

洲・宇和島・新谷・吉田の八藩に分かれていた。明治四年の廢藩置県によって、八県となつたが、同年十一月十五日に松山・宇和島の二県に統合された。やがて翌年二月九日には松山県が石鉄県に、六月二十三日には宇和島県が神山県と改称された。そしてこの二県が翌年に合併して愛媛県となつた。合併、名称変更を繰り返し、愛媛県と統一されるのに六年を要している。<sup>(1)</sup>

Makiko Fujita

### Summary

The Meiji Government distributed the law of the school system in the fifth year of the Meiji Era(1872). It became established in the new society through repeating revisions. In the following chapters, I will examine how this modern education system (the elementary, secondary and higher education system in Matuyama and Tokyo) influenced Shiki on the process of his development.

Received Sep. 30, 1996

子規が遊学のために上京したのは明治十六年である。それまでを松山で過ごしたのであるが、この間の教育について述べたことと思へ。

まことに、松山の行政区分について触れておねだら。

幕藩体制における伊予国は松山・今治・西条・小松・大

で、佐賀県、鹿児島県、高知県、山口県、石川県、酒田県、そして愛媛県である。愛媛県の場合は大きな勢力とはなり得なかつたが、士族階級の不平、それと隣県の高知県の影響を受けて政府批判の意をこめた自由民権の目覚めがあり、それが難治県ひむせたのである。

先に記した行政区画の変遷がこみ合つたり、難治県ふれたりの事情で、施政が困難であつた。

この愛媛県の県庁所在地松山で子規が受けた教育を一覧にするところになる。

明治五年（一八七二）伯父佐伯半弥のゆく手習いに通い始めます。

明治六年（一八七三）秋頃、法龍寺（松山末広町）内の、寺子屋であった末広学校（翌年に智

難治県というのは、  
難治県といふのは、

- ・不平士族の多い県
- ・県庁の役人が手こずる県

・中央政府に楯をつく県

そして愛媛県である。愛媛県の場合には大きな勢力とはなり得なかつたが、士族階級の不平、それと隣県の高知県の影響を受けて政府批判の意をこめた自由民権の目覚めがあり、それが難治県ひむせたのである。